

## 指導者派遣要領

### 1. 目的

誰もが運動やスポーツを楽しめる環境を整えるため、地域、学校、PTA、行政、企業及び関係団体等が行う活動に、認定 NPO 法人新発田市総合型地域スポーツクラブ（以下「当クラブ」）の登録指導者や職員を派遣する。

### 2. 対象

新発田市内外の地域や学校・PTA・行政・企業及び関係団体等

### 3. 指導者の要件

- (1) 専門的な知識、技能、技術を有する。
  - (2) 各種免許や指導者資格を有する
- 上記に加え、当クラブ職員以外については、登録指導者として必要な書類を提出する。

### 4. 派遣先の条件

- (1) 営利活動・政治活動・宗教活動などを目的としないこと
- (2) 施設・設備などが確保できていること

### 5. 派遣手続き方法

- (1) 受付
  - ・受付は電話、窓口または当クラブホームページで行う。
  - ・受付期間は開催日の概ね 40 日前から 10 営業日までとする。
  - ・受付期間を過ぎた場合は、講師の都合や業務状況を踏まえ、対応の可否を検討する。
- (2) 講師選定
  - ・原則、当クラブに登録された講師または当クラブ職員を派遣する。
  - ・登録指導者に適任者がいない場合、関係機関と連携して新たな指導者を探すかを依頼者に確認する。
  - ・開催日が決定されている場合は、その日時に派遣可能な講師を選定する。
  - ・講師を指名する場合は、講師および依頼者との協議の上で開催日を決定する。
- (3) 派遣条件の合意（講師派遣の確定）
  - ・講師派遣に関する条件は、依頼者、講師および当クラブ間で事前に調整し、双方が合意した内容に基づいて進める。
  - ・合意内容には、派遣日時、指導内容、費用負担、講師の選定などが含まれる。
  - ・派遣条件の合意確認は、電話またはメールで行い、これをもって確定とする。

・派遣講師選定後、依頼者には派遣講師確定文書、派遣講師には依頼文書を同時に発送する。

### (4) 事前準備

- ・原則として、講師の指導内容に基づき、依頼元が準備を行う。
  - ・開催日前日までに講師へ電話またはメール等で派遣確認を行う。派遣の確認が取れ次第、依頼者へもその旨を連絡する。
- なお、メール等で連絡する場合、既読確認の返信をもって確認済みとする。

### (5) 派遣の実施

- ・原則、派遣者と講師にて調整を行い実施する。
- ・当クラブ職員は、必要に応じて派遣現場に立ち会う。ただし、事前調整および派遣当日の進行が問題なく対応可能と判断した場合、現場には立ち会わない。

### (6) 依頼元の支払方法

- ・請求書は、原則、事業実施月の月末締めとし翌月に発行する。なお請求書の発行時期および支払方法の希望があれば変更することができる。
- ・依頼者は請求書発行後、指定された期日（概ね 2 週間以内）までに派遣費用を窓口または銀行振込で支払う。ただし行政や企業等の団体については、翌月払い等も可能とする。
- ・振込手数料は、依頼者が負担する。

### (7) 講師への支払いについて

講師謝礼および交通費は、当クラブから口座振込により講師へ支払う。（月末締めの翌月 20 日口座振込とする）

### 6. 派遣費用（講師派遣料）

- (1) 指導料（1 人 1 時間当たり）
  - ・運動指導・・・4,750 円
  - ・運動指導補助者・・・3,000 円
  - ・講義（資料やスライドを用いた解説等）・・・9,500 円

\* 派遣時間は、原則として 1 回 30 分以上とし、30 分を超える場合は 1 時間単位とする。
- (2) 交通費
  - ・自宅または事業所から派遣先までの最短距離（往復）を基準として計算する。（1km 未満を切り捨てた距離（km）×22 円）
  - ・5 km 未満は 5 km とし、5 km 以上は上限を設けない。
  - ・往復 60 km 以上の際は、上記に加え、長距離移動に伴う追加料金として、講師・スタッフ 1 名につき 1 時間あたり 1,700 円を請求する。
- (3) 企画手数料
  - 企画手数料は、以下の条件に応じて適宜請求する。
  - ・依頼者の要望に応じて、講師が提供する内容を調整し、オリジナルのプログラムを構築する場合。
  - ・会場および講師・スタッフのスケジュールを調整し、円滑な派遣を実現するための業務。
  - ・講義に必要な資料の作成や事前準備にかかる費用。
  - ・講演や研修当日の進行およびアフターフォローの対応。

(4) 運営事務手数料

- ・講師が確定した時点で発生する。
- ・派遣手数料は、6.(1) 指導料の一定割合（変更の可能性あり）に基づき、以下の条件で請求する。

派遣講師	手数料	
	開催日の 40 日前まで	開催日の 39 日前から 概ね 10 営業日前まで
当クラブ職員	指導料(1)の 10%	指導料(1)の 25%
登録指導者	指導料(1)の 25%	指導料(1)の 40%
登録指導者以外※	指導料(1)の 50%	対応不可

※5.派遣手続き(2)講師選定参照

(5) 一般管理費

一般管理費は、経費総額の 10%とする。

7. リスク管理について

(1) 中止および変更

講師の都合による派遣の中止および変更	<p>【中止について】</p> <p>講師の都合で指導が行えなくなった場合、依頼を受けた講師が代行を立てる。代行が立てられない場合は、その講師が手数料相当額を負担し、当クラブに支払い、当クラブが速やかに別の講師を選定して依頼者に連絡する。</p> <p>【止むを得ない事情がある場合】</p> <p>講師が感染症や急な不幸等により中止となった場合は、依頼者に状況を説明し、了承を得たうえ、別の種目や別の講師での対応を検討する。講師が見つからない場合は、当クラブ職員の派遣も検討する。</p> <p>【日程変更について】</p> <p>講師および依頼者が日程変更合意する場合は、日程調整し実施する。</p> <p>※上記の対応に関して、その際の派遣費用の追加請求は行わない。</p>								
依頼者の都合による派遣の中止および変更	<p>【中止について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣確定後に中止する場合には、依頼者は以下のキャンセル料を支払う。</li> <li>・キャンセル料は 6.派遣費用(3)運営事務手数料及び(1)指導料の一定割合（変更の可能性あり）に基づき、以下の条件で請求する。</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>10 営業日より前</td> <td>手数料+指導料の 30%</td> </tr> <tr> <td>2~10 営業日以内</td> <td>手数料+指導料の 50%</td> </tr> <tr> <td>開催前日が営業日</td> <td>手数料+指導料の 80%</td> </tr> <tr> <td>開催当日決定及び無断キャンセル</td> <td>手数料+指導料の 100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【日程変更について】</p> <p>日程変更後に同条件での派遣が保証されないため、原則として上記キャンセル料に加え、日程変更後の派遣費用も全額発生する。</p>	10 営業日より前	手数料+指導料の 30%	2~10 営業日以内	手数料+指導料の 50%	開催前日が営業日	手数料+指導料の 80%	開催当日決定及び無断キャンセル	手数料+指導料の 100%
10 営業日より前	手数料+指導料の 30%								
2~10 営業日以内	手数料+指導料の 50%								
開催前日が営業日	手数料+指導料の 80%								
開催当日決定及び無断キャンセル	手数料+指導料の 100%								

※上記の対応に関して、災害や感染症の発生・流行等により判断する場合、この限りではない。

(2) 講師・当クラブによる過失の対応とその回避の対策について

・交通渋滞などによる講師の遅刻や不着に備え、緊急連絡先を交換する。また、遅刻による指導時間の短縮があった場合は、指導時間を基に計算し、差額を返金する。

・講師やクラブの過失で派遣が行われなかった場合、依頼者には派遣費用を全額返金する。講師に過失がある場合、状況に応じて手数料を講師に請求する。

8. その他

- ・指導者の保険は当クラブの保険を適用する。
- ・派遣先で発生したトラブル、怪我、事故等の責任は依頼者が負う。
- ・依頼者の規定に従い、講師派遣料を請求する場合がある。
- ・本要領に定めない事項は、関係法令に従う。その他、本要領に疑問が生じた場合は、両者で協議のうえ決定する。

この指導者派遣要領は、令和 7 年 4 月 5 日の基準に制定し施行する。  
本要領は、令和 7 年 5 月 9 日に一部改訂のうえ施行する。